


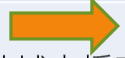

「ここから介護予防教室」等 実施事業者の実施内容に関する意見聴取 (生活支援体制整備事業 第1層協議体)

スポーツ施設等を活用した2事業

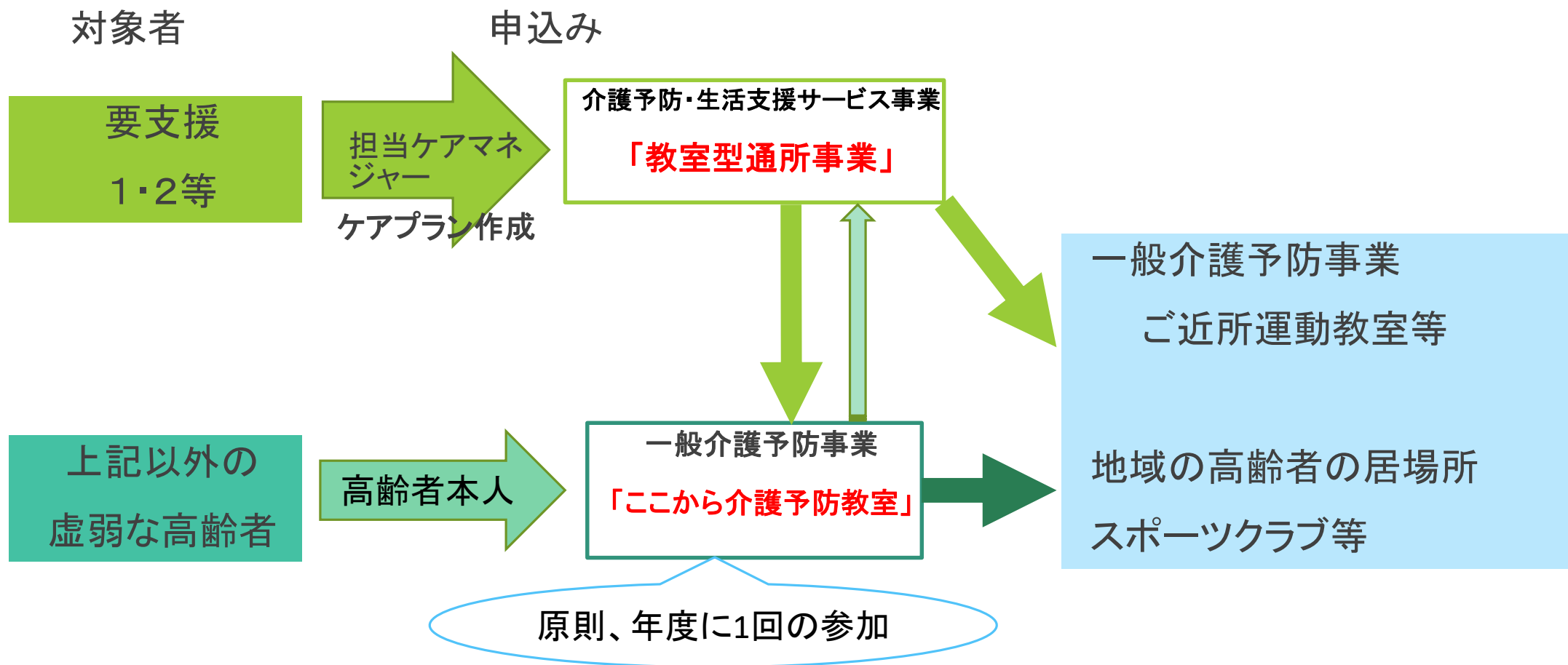
介護予防・生活支援サービス事業「教室型通所事業」
一般介護予防事業「ここから介護予防教室」

枚方市 健康福祉部 健康寿命推進室
健康づくり・介護予防課

1. 介護予防・日常生活支援総合事業について (「教室型通所事業」と「ここから介護予防教室」の位置づけ)

平成29年3月31日まで 介護予防給付 (要支援1~2)		平成30年4月1日以降 介護予防給付 (要支援1~2)
介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与 等	 現行と同様	介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与 等
介護予防通所介護 介護予防訪問介護	 地域支援事業に移行	介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援1~2、要支援相当)
		介護予防・生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防通所介護 (予防給付と同一内容) ・ 教室型通所事業 (緩和した基準によるサービス) ・ その他サービス
市町村の 地域支援事業 介護予防事業		介護予防・生活支援サービス体制整備事業 (第1層協議体、第2層協議体等)
一次予防事業 二次予防事業		一般介護予防事業 (「 ここから介護予防教室 」等)

2. 事業展開のイメージ



3. 現状

1. 介護予防・生活支援サービス事業「教室型通所事業」

年度	参加人数(実)
平成29年度	41 人
平成30年度	71 人
令和元年度	59 人
令和2年度	19 人
令和3年度	25 人
令和4年度	4 人

2. 一般介護予防教室事業「ここから介護予防教室」

年度	参加人数(実)
平成29年度	52 人
平成30年度	273 人
令和元年度	622 人
令和2年度	49 人
令和3年度	76 人
令和4年度	37 人

4. 課題 (地域包括支援センター及び実施事業者への聞き取り結果)

1. 介護予防・生活支援サービス事業「教室型通所事業」

◆地域包括支援センター

・送迎のあるデイサービス(従来サービス)を選択する利用者が多い

⇒デイサービスは送迎があることが周知

◆事業者

・民間のジム利用者層(個別)とプログラム参加者層(集団)のニーズの違い

2. 一般介護予防教室「ここから介護予防教室」

◆地域包括支援センター

・2クール/年のため、タイミングがあわない

・開催が不確実(最低履行人数に満たないと開催できない)

・集団でなく、個別支援を求める利用者が多い

◆事業者

・事業者独自の低運動負荷のプログラムの活用が可能となれば、負担が少ない

・教室参加者と一般の参加者の合同プログラムなら、少人数でも柔軟な対応が可能となる

・施設の様所が遠く、行きにくい ・最低履行人数による開催不可の可能性で案内しづらい

・居場所等の地域の社会資源が増えて、上記教室以外の選択がある

5. 改善点

1. 介護予防・生活支援サービス事業「教室型通所事業」

- ・【強化】地域包括支援センターへの定期的な案内
- ・【強化】担当ケアマネジャーから教室終了後の選択肢を具体的に提示、相談をする
- ・【new】最低履行人数(3人⇒)2人

実施スケジュール(例)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1クール目		受付	←→						
2クール目			受付	←→					
3クール目									
4クール目					受付	←→			
5クール目						受付	←→		

2. 一般介護予防事業「ここから介護予防教室」

- ・【new】外出の頻度を増やし、運動を習慣化(週1回⇒)週2回の開催
- ・【new】新規参加者を毎月月初に15人以上
月8回×3か月×4クール=96回実施
定員に満たない際は随時参加受付可能とする ※途中参加者は、残り回数の参加
- ・【new】最低履行人数(5人⇒)3人
- ・低い運動負荷の実施
- ・個人計画等の書類を簡素化
- ・【new】事業者独自の既存プログラムをベースとし、「ひらかた元気くらわんか体操」を追加した混合プログラムにて実施する
- ・参加費無料
- ・実施報告書の簡素化

・より身近な場所での実施

市内3か所 ⇒ 市内5か所

6. 実施までのスケジュール(例)

1. 介護予防・生活支援サービス事業「教室型通所事業」

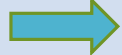


2. 一般介護予防事業「ここから介護予防事業」

時期	内容	実施機関
令和5年11月	広報による公募掲載	市
11月9日 11月13日 11月14日	説明会の実施 質問受付 FAX又はメール 質問回答	市 質問のある参加事業者 市
11月30日	申込み〆切(11月27日～11月30日)	市
令和5年12月中旬	第1層協議体にて、応募事業者提出資料の必要項目についての参考意見聴取	市
12月下旬	市にて選考、実施事業者と場所の決定	市
令和6年4月	契約締結	市
	令和6年7月開催の場合:事業者との調整、広報原稿依頼	市・受託事業者
	案内ちらしの提出	受託事業者
6月	参加対象者へのアプローチ	地域包括支援センター
7月	参加者受付開始(広報掲載)	受託事業者

令和6年2月頃
第1層協議体(3回め)
にて報告

7. 選定について

1. 介護予防・日常生活支援総合事業について (「教室型通所事業」と「ここから介護予防教室」の位置づけ)

平成29年3月31日まで 介護予防給付（要支援1～2）		平成30年4月1日以降 介護予防給付（要支援1～2）
介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与 等	 現行と同様	介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与 等
介護予防通所介護 介護予防訪問介護	 地域支援事業に移行	介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援1～2、要支援相当)
		介護予防・生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none">・ 予防通所介護（予防給付と同一内容）・ 教室型通所事業・ その他サービス
市町村の 地域支援事業 介護予防事業		介護予防・生活支援サービス体制整備事業 (第1層協議体、第2層協議体等)
一次予防事業 二次予防事業		一般介護予防事業 (「ここから介護予防教室事業」等)

8. 選考基準

項目	1. 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) 2. 一般介護予防教室「ここから介護予防教室」	選考基準	
2事業の実施 【必須】	通所型サービスA「教室通所事業」及び一般介護予防教室「ここから介護予防教室」の一体的な実施	× 不可	○ 可能
設備等 【必須】	立地条件(最寄り駅から1km以内または駐車場、送迎バスの利用可能)	× 不可	○ 可能
	会場が2階以上の場合、館内のエレベータ設置(1階は「あり」とする) 又は階段昇降時の見守り体制	× なし	○ あり
担当者 【必須】	床面積:1人当たり床面積3㎡以上⇒定員(15人以上)×3㎡	× なし	○ あり
	担当者の設置:各回の人員配置は1名以上(原則、同一者であること)、 参加者が21名以上の場合は2名以上の従事	× 同一でない	○ 同一である
周知 【加点】1点	ちらしの掲載内容(事業目的、場所、地図、開催期間、受付期間、申込 及び問合せの連絡先、事業担当者名)	× 2項目以上不備あり	○ 不備なし
設備 【加点】1点	教室型通所事業について:参加者の自宅近辺の最寄り駅等への送迎 可能	× できない	○ 可能
実施経験 【加点】2点	令和4年度の高齢者指導の実績(市の介護予防事業、集団指導あり)	× なし	○ あり

必須条件にすべて満たない場合は、選考不可。加点は最高4点。同点の場合は、意見聴取内容を参考とする。

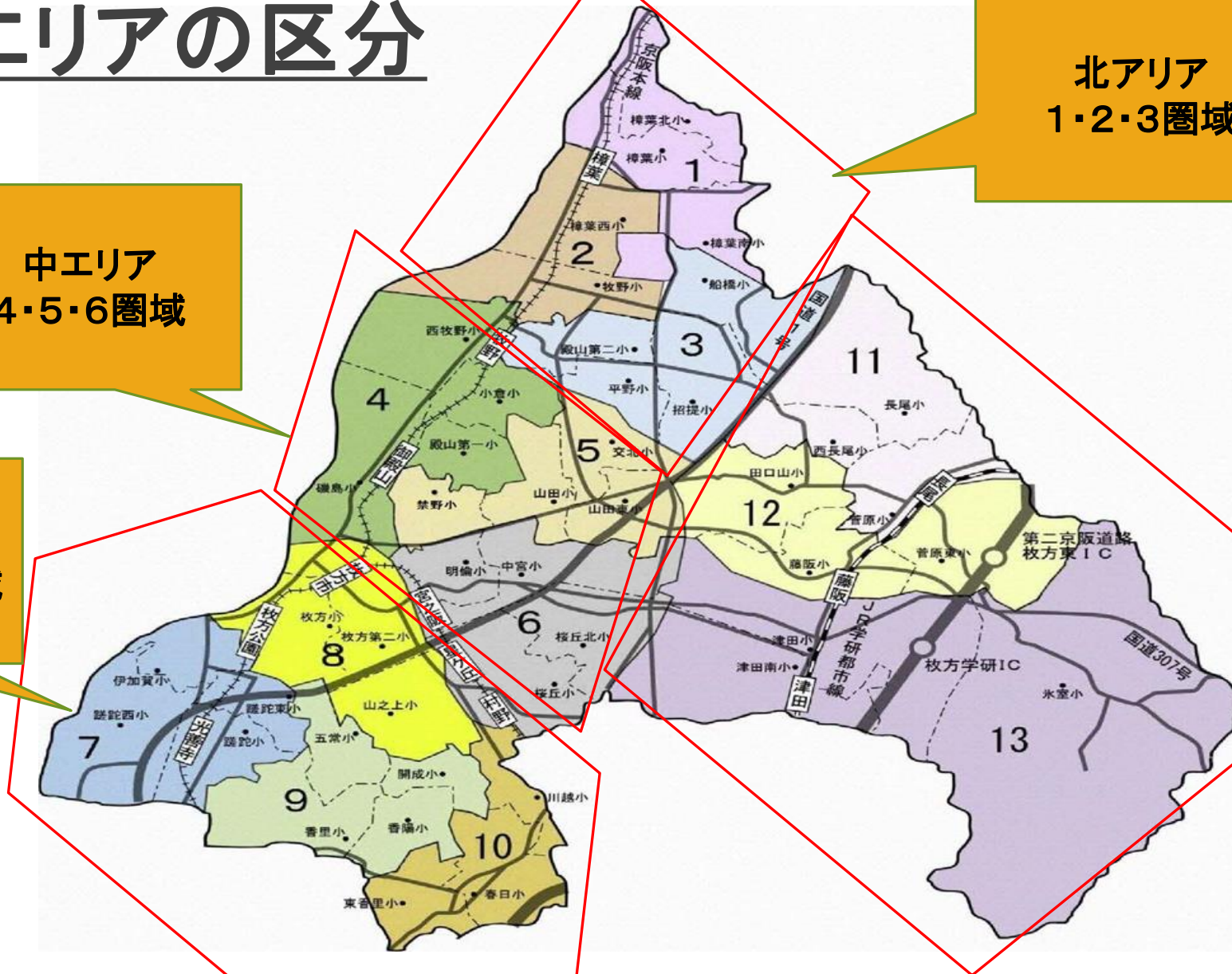
10. 4エリアの区分

中エリア
4・5・6圏域

南エリア
7・8・9・10圏域

北エリア
1・2・3圏域

東エリア
11・12・13圏域



11. 選定状況

選定結果一覧												
項目	内容		別紙基準	A	B	C	D	E	F	G	H	
圏域エリア	北/東/中/南 エリア		エリア	東	中	東	中	東	北	南	中	
必須項目	事業実施	通所型サービスA「教室通所事業」及び一般介護予防教室「ここから介護予防教室」の一体的な実施		項目1	有	有	有	有	有	有	有	
	実績	過去の高齢者の運動指導の経験		項目2	有	有	有	有	有	有	有	
	設備等	立地条件（最寄り駅から1km以内または駐車場、送迎バスの利用可能）		項目3-①	有 牧野駅700m以内	有 都ヶ丘バス停100m	有 長尾駅200m	有 宮之阪駅240m	有 藤阪駅900m	有 樟葉駅380m	有 藤田川バス停100m	有 枚方市駅240m
		会場が2階以上の場合、館内のエレベータ設置（1階は「あり」とする）又は階段昇降時の見守り体制		項目3-②	有	有	有	有	有	有	有	有
		床面積: 1人当たり床面積3㎡以上 ⇒定員（15人以上）×3㎡		項目3-③	有	有	有	有	有	有	有	有
	担当者	担当者の設置：各回の人員配置は1名以上（原則、同一者であること）、参加者が21名以上の場合は2名以上の従事		項目3-④	有	有	有	有	有	有	有	
	基準該当				該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	
加点	周知	ちらしの掲載内容（事業目的、場所、開催期間、受付期間、申込及び問合せの連絡先、地図・事業担当者名：ここから介護予防教室のみ）		項目4	1	1 実施期間なし	1	1	0	0	1	
	設備	教室型通所事業について：参加者の自宅近辺の最寄り駅等への送迎可能		項目4	1	0	0 人数により可	1	1	0	0	
	実施経験	第8期（令和2～4年度）の介護予防教室の実施・運営		項目4	0	0	1	1	0	1	1	
		令和4年度の高齢者指導の実績		項目4	0	0	1	1	0	1	1	
	合計				2	1	3	4	2	2	3	
順位				3	4	2	1	3	3	2		
【参考】第1層協議体 採点												
最終順位					6	2	1			3		

12. 第1層協議体での意見聴取

	1. 介護予防・生活支援サービス事業 「教室型通所事業」	2. 一般介護予防事業「ここから介護 予防教室」	区分
プログラム について	・高齢者が参加したいような運動プログラムの想定をしているか		0 なし 1 あり 2 大いにあり
	・継続して参加できる工夫があるか		0 なし 1 あり 2 大いにあり
	・教室終了後に向けて、体力づくり・生活リズムづくりを行うための 外出・運動の習慣化を想定しているか		0 なし 1 あり 2 大いにあり

各0.5点 最高6点

※市による選考時、同加点の際の参考資料とする